

令和2年度 第7回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和2年10月23日(金) 午後4時00分～午後4時50分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 13名 欠席委員 1名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	欠	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	10	尾崎 春夫		11	田中 定嘉	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 1名 事務局職員 1名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	山本 哲也		/		
	事務局長	吉村 克己				
会議の内容	議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第2号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和 2 年度第 7 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 2 年度愛南町農業委員会第 7 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 10 番、尾崎 春夫委員と 11 番、田中 定嘉委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号 7 番、増田 1217 番、地目・面積は畑・2,369 m ² でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。 以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。7 番お願い致します。
委員	場所は、増田八人組の奥のほうです。過去に隣の地番が太陽光をすることによって、現在は太陽光がついております。写真を見ていただいたら、きれいに整地されているのですが、ほぼ荒廃しています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 204 番は再設定で、御荘菊川 915 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・3,351 m²、畑・1,085 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 205 番は再設定で、御荘平山 1231 番、地目・面積は畑・4,870 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 206 番は再設定で、御荘長月 614 番 1、地目・面積は田・1,860 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 207 番は再設定で、御荘長月 615 番 1、地目・面積は田・3,200 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 208 番は再設定で、御荘長月 3313 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・4,392 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 209 番は再設定で、御荘長月 3315 番 1、地目・面積は田・2,200 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 210 番は再設定で、御荘長月 3318 番 1、地目・面積は田・4,950 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 211 番は再設定で、御荘長月 3319 番 1、地目・面積は田・2,088 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 212 番は再設定で、御荘長月 3393 番、地目・面積は田・6,219 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 213 番は再設定で、御荘長月 3461 番、地目・面積は田・5,269 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p>

受付番号 214 番は再設定で、御荘長月 3463 番外 1 筆、地目・面積は田・2,355 m²、畑・676 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 215 番は再設定で、御荘長月 3464 番、地目・面積は田・2,943 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 216 番は再設定で、御荘長月 3465 番外 1 筆、地目・面積は田・2,248 m²、畑・457 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 217 番は再設定で、御荘長月 3472 番、地目・面積は田・2,169 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 218 番は再設定で、緑乙 345 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・3,932 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。

受付番号 219 番は再設定で、緑乙 370 番 1 外 11 筆、地目・面積は田・7,105 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。

受付番号 220 番は再設定で、広見 2730 番外 2 筆、地目・面積は畑・3,256 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 221 番は新規で、御荘菊川 3004 番外 20 筆、地目・面積は田・4,407 m²、畑・6,245 m²、使用貸借で生産物は水稻・果樹・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 222 番は新規で、御荘菊川 3178 番 1 外 6 筆、地目・面積は畑・4,462 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 223 番は新規で、御荘平山 705 番外 17 筆、地目・面積は畑・30,153.29 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 224 番は新規で、御荘菊川 2662 番、地目・面積は畑・8,324 m²の内 2,500 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 225 番は新規で、御荘平山 816 番、地目・面積は畑・1,005 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 226 番は新規で、上大道 1261 番 1、地目・面積は畑・2,733 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 8 年でございます。

以上 23 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

委員

223～225 は、どんな法人？

事務局	今まで個人でしていた青年農業者の方が立ち上げた法人です。
委員	すぐに耕作できる園地なのか、新規で農地を開拓するのか。
委員	すでに耕作されております。耕作中です。
事務局	今まで個人でしていたものを、法人として新規で利用権の設定をしています。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

田中 定嘉

議事録署名人

尾崎 春夫